

名鉄知多武豊駅西グランドデザイン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第6次武豊町総合計画及び武豊町都市計画マスタープランで位置付けた都市拠点と公共交流拠点の具体的なまちづくりについて、概ね20年先を見据えた長期ビジョン（以下「名鉄知多武豊駅西グランドデザイン」という。）を策定するため、名鉄知多武豊駅西グランドデザイン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 名鉄知多武豊駅西グランドデザインの策定に関すること。
- (2) 前項のほか、名鉄知多武豊駅西グランドデザインを策定するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体の役職員
- (3) 公募による者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を各々1名置く。

- 2 会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から名鉄知多武豊駅西グランドデザインの策定が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が出た場合は補充できるものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 この要綱の施行の日以後の最初に開催される委員会の招集は、第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(報酬等)

第7条 町は、委員会に出席した委員に対し、報償金及び旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会における庶務は企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月28日から施行する。